

令和3年度放課後等デイサービス指摘事項一覧

7事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第139号第76条で準用する第14条第4項	3
2	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	児童福祉法第21条の5の26、 児童福祉法施行規則第18条の38	2
3	定員の遵守	定員を超過してサービス提供を行っている日がありました。災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合以外は、定員を超過してサービス提供を行うことがないようにしてください。	都条例第139号第76条で準用する第38条	1
4	計画の作成	放課後等デイサービス計画に同意日や署名がない事例や交付されていることが確認できない事例がありました。放課後等デイサービス計画作成後は、速やかに同意を得るとともに、やむを得ない理由で同意が遅れた場合は記録に残してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第5項、 第6項	1